Ⅹ 水産業の部

この部には、水産業に関する統計を収録した。
各統計についての概要は、以下のとおりである。

1 漁業経営体、漁業就業者数

「2018年漁業センサス」のうち、漁業経営体調査の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

本調査は漁業の生産構造、就業構造並びに漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第１項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体を対象とした。

(3) 調査期日

平成30年11月１日現在で実施した。

(4) 調査方法

農林水産省－都道府県－市区町村－調査員の実施系統で行う調査員調査で、漁業経営体による自計調査、又は調査員による面接調査により実施した。

(5) 定義及び用語の解説

ア 漁業経営体

過去１年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去１年間（平成29年11月１日～平成30年10月31日の期間）における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

イ 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

(ｱ) 個人経営体

個人で漁業を営んだものをいう。

(ｲ) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

a 会社

会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

b 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

c 漁業生産組合

水産業協同組合法第２条に規定する漁業生産組合をいう。

d 共同経営

二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

e その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

ウ 漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業種類をいう。

(ｱ) 主とする漁業種類

過去１年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。

(ｲ) 営んだ漁業種類

過去１年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

エ 漁船

過去１年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

オ 専業

個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。

カ　第１種兼業

個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

キ　第２種兼業

個人経営体（世帯）として、過去１年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

ク　漁業就業者数

満15歳以上で過去１年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

(6)　利用上の注意

水産業に関する統計表において表章している海区別の範囲は、利用者のためにの「大海区区分図」を参照されたい。

2　漁業経営（１経営体当たり）

「漁業経営統計調査（個人経営体調査）」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1)　調査の目的

漁業経営統計調査は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政の推進のための資料を整備することを目的としている。

(2)　調査の対象

漁業経営体のうち個人経営体で海面漁業を営む専業又は第１種兼業の経営体を対象とした。

(3)　調査期間

１月１日から12月31日までの１年間である。

(4)　調査方法

調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票に記入（自計調査）する方法により行った。

(5)　定義及び用語の解説

ア　漁労収入とは、調査期間１年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収獲物の販売収入、現物処理（自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収獲物）の評価額である。

イ　漁労支出とは、調査期間１年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖業生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計とした。

3　資源管理・地域活性化の取組

「2018年漁業センサス」のうち、海面漁業地域調査の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1)　調査の目的

全国の漁業地区の資源管理・漁場改善の取組や活性化の取組等を把握し、水産業施設に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

(2)　調査の対象

沿岸地区の漁業協同組合を対象とした。

(3)　調査期日

平成30年11月１日現在で実施した。

(4)　調査方法

調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

(5)　定義及び用語の解説

ア　６次産業化への取組

農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、漁家民宿・漁家レストランでの提供等の取組をいう。

イ　ブルーツーリズムの取組

漁協が主体となり、ブルーツーリズム（漁村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動）に取り組み、都市住民等を受け入れている場合をいう。

ウ　水産物直売所

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所をいう。

4　海面漁業・養殖業生産量

「海面漁業生産統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1)　調査の目的

我が国の海面漁業及び海面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備す

ることを目的としている。

(2) 調査の対象

海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）は、海面漁業経営体及び水揚機関を対象とした。

なお、近畿における調査対象数は次のとおりである。

ア 海面漁業漁獲統計調査

海面漁業調査区（水揚機関）：154

海面漁業調査区（一括調査）： 2

往復郵送調査対象者数 ： 4

イ 海面養殖業収獲統計調査

海面養殖業調査区（水揚機関）：79

海面養殖業調査区（一括調査）： 0

往復郵送調査対象者数 ： 7

(3) 調査期間

令和２年１月１日から令和２年12月31日までの１年間である。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に含めて調査を行った。

(4) 調査方法

ア 水揚機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施した。

(ｱ) 水揚機関用調査票又は電磁的記録媒体を配布して行う自計調査又はオンライン調査の方法

(ｲ) 面接調査の方法

(ｳ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法

イ 海面漁業経営体

水揚機関で把握できない海面漁業経営体については、次のいずれかの方法により調査を実施した。

(ｱ) 統計調査員が調査対象に一括調査用調査票を送付して行う自計調査の方法又は面接調査の方法

(ｲ) 往復郵送調査又はオンライン調査の方法

ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った。

(5) 統計値の計上方法

この調査結果は、海面漁業経営体の所在地に計上した。

(6) 定義及び用語の説明

ア 海面漁業

海面において水産動植物を採捕する事業をいう。

イ 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいう。

ウ 水揚機関

生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。

５ 漁業産出額

「漁業産出額」の結果を収録した。

統計の概要については、以下のとおりである。

(1) 統計の目的

漁業生産活動の実態を金額で評価することにより明らかにし、水産行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の対象（海面漁業・養殖業産出額）

海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査の対象魚種である。

(3) 推計期間

１月から12月までの１年間である。

(4) 集計・推計方法（海面漁業・養殖業産出額）

海面漁業生産統計調査結果から得られる都道府県別の魚種別生産量に産地水産物流通調査、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別産地卸売価格を乗じて推計した。

なお、中間生産物である海面養殖業の種苗について、漁業産出額には計上しない。

６ 内水面漁業・養殖業

「内水面漁業生産統計調査」の結果から関連する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

(1) 調査の目的

我が国の内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水漁業振興等に係る水産行政の資

料を整備することを目的としている。

(2)　調査の対象

内水面漁業漁獲統計調査は、2018年漁業センサス内水面漁業経営体調査の調査結果に基づき、平成30年に漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50トン以上の河川・湖沼及び国の施策上調査が必要な河川・湖沼として農林水産省大臣官房統計部長が指定した河川・湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼で内水面漁業を営む経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を対象とした。

内水面養殖業収獲統計調査は、全国のます類、あゆ、こい、うなぎ及び、にしきごいを養殖する全ての養殖業経営体を対象とした。

３湖沼漁業生産統計調査は、琵琶湖で生産された水産物を扱う全ての水場機関、漁業又は養殖業を営む全ての内水面漁業経営体、養殖業経営体を対象とした。

なお、近畿における調査対象数は次のとおりである。

ア　内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁業協同組合等：49

イ　内水面養殖業収獲統計調査

養殖業経営体：95

ウ　３湖沼漁業生産統計調査

水揚機関等：45

(3)　調査期間

令和２年１月１日から令和２年12月31日までの１年間である。

(4)　調査方法

調査対象が調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、委託事業者が各報告者に確認を行い、次に掲げる方法により行った。

ア　調査対象者が自計調査を選択した場合

(ｱ)　委託事業者が郵送により調査票を配布し、郵送、FAX 又は統計調査員が回収する方法

(ｲ)　オンライン調査による方法

イ　調査対象者が他計調査を選択した場合

民間事業者が任命した統計調査員による面接調査の方法。

(5)　定義及び用語の解説

ア　内水面漁業

内水面において、水産動植物を採補する事業をいう。

イ　内水面養殖業

一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収獲する事業をいう。

ウ　３湖沼漁業種類分類（琵琶湖）

(ｱ)　底びき網

小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用して行う漁業（沖びき網、貝びき網等）。

(ｲ)　敷網

四方形の敷網又はさで網を使用して行う漁業（四つ手網、追いさで網（あゆをとることを目的として、さで網を使用し鵜竿等で威嚇して魚を追い込む漁業））。

(ｳ)　刺網

刺網を使用して行う漁業（荒目小糸網、細目小糸網）。

(ｴ)　定置網

第２種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を定置して、あるいは竹す又は網でえりを設置して行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）。

(ｵ)　採貝

手がき漁具を使用して貝を採る漁業。

(ｶ)　かご類

竹で編んだ円筒形の巣かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業。

(ｷ)　あゆ沖すくい

小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいとることを目的とする漁業。

(ｸ)　投網

人力によって網を投げて魚をとる漁業。

(ｹ)　その他の漁業

上記以外の漁業。

エ　内水面漁業経営体

内水面漁業を営む世帯又は事業所をいう。

オ　内水面養殖業経営体

養殖業を営む世帯又は事業所であって、養殖業を管理運営するための責任者が存在し、養殖作業に伴う資材及び餌料の購入並びに収穫物又は種苗の販売を行い、これらの経済活動が行われているものをいう。

(6) 利用上の注意

内水面漁業の調査範囲は、販売を目的として漁獲された量のみとし、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕量は含まない。

7 水産加工品生産量

(1) 「水産加工統計調査」の結果から関連する統計を収録した。ただし、平成30年については2018年漁業センサスである。

調査の概要については、以下のとおりである。

ア 調査の目的

水産加工品の生産動向を明らかにし、水産加工業振興対策等の資料を提供することを目的としている。

イ 調査の対象

水産加工品を生産する陸上加工経営体について、2018年漁業センサス結果に基づき、品目別に生産量の大きい方から順に都道府県を配列し、生産量の累積和が全国の生産量の80％に達するまで都道府県（以下「主産県」という。）を抽出。

令和２年より、主産県ごとに品目別にその生産量の大きい方から順に品目別総生産量の80％に達するまでの陸上加工経営体を調査対象とした。

また、2018年漁業センサス以降に情報収集等により把握した新規の陸上加工経営体についても調査対象とした。

なお、陸上加工経営体とは、販売を目的とした水産加工品を生産する加工場又は加工施設を有し、専従の従業者がいる経営体をいう。

ウ 調査事項

加工種類別品目別年間生産量

エ 調査期間

１月から12月までの１年間である。

オ 調査方法

(ｱ) 調査対象経営体に調査票を郵送で配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査。

(ｲ) 調査対象経営体がオンラインにより作成した調査票データを回収する自計調査。

(ｳ) 調査員が調査対象経営体に調査票を配布し、調査員が調査票を回収する自計調査。

(ｴ) 調査員が調査対象経営体との面接による聞き取り等により調査票を記入する他計調査。

(2) 定義及び用語の解説

ア 水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合で50％以上）として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。ただし、この調査においては水産缶詰・瓶詰、寒天、油脂・飼肥料は調査対象としていない。

イ 生産量は、水産加工場において販売を目的として生産した最終製品を該当項目に計上した。

このため、例えば同一加工場において、かつおからかつお節を製造し、更にけずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみを計上している。

ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には、生鮮冷凍水産物及び該当加工品として、それぞれに計上した。

ウ 加工種類別には以下のとおり。

(ｱ) ねり製品

魚肉を原料とするすり身、魚肉片等に調味料、その他の材料等を加えて、ねり合わせたのち成形し、加熱凝固させたもの（かまぼこ類にはちくわ、風味かまぼこ等を含む。）。

(ｲ) 冷凍食品

水産物を主原料として、加工した後、－18℃以下で凍結し、凍結状態を保持した包装食品。

(ｳ) 素干し品

そのまま、又は整形したのちに、水洗いしてから乾燥させたもので、乾燥品を含む。

(ｴ) 塩干品

そのまま、又は整形したのちに、塩漬け又は施塩してから乾燥したもので、凍乾品を含む。

(ｵ) 煮干し品

そのまま、又は整形したのちに、煮熟してから乾燥させたもの。

(ｶ) 塩蔵品

水産物の貯蔵を目的として塩に漬け込んだもの及びし好に重点をおき、軽度の施塩を行ったもの。

(ｷ) くん製品

水産物を塩漬けにしたのちに、乾燥・くん煙成分を付着・吸収させたもの（液くん製品を含む。）。

(ｸ) 節製品

魚体を煮熟、焙焼乾燥したもの又は煮熟して乾燥したもの。いわゆる節、けずり節。

(ｹ) その他の食用加工品

塩辛、水産物漬物、調味加工品等。

(ｺ)　焼・味付のり

板のりに換算した枚数である(製品の大きさが27㎠未満のもの、もみのり、きざみのり等を除く。)。

(ｻ)　生鮮冷凍水産物

水産物の生鮮品を凍結したもので、水産物の丸、フィレー、すり身等のもの。

この部についての照会先

１、２、３、５については、

経営・構造統計課　　電話　(075) 414-9630

４、６、７については、

生産流通消費統計課　　電話　(075) 414-9650